

PPP/PFIの推進について (公務員派遣関係)

平成26年10月

内閣府 民間資金等活用事業推進室

国土交通省 航空局

法的措置による仙台空港への人的支援について

制度	目的	概要	根拠法
地方公共団体・独法等への出向	公益性の高い業務への従事による職員の職務経験の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・任命権者の要請に応じ、公務員を退職して出向。 ・退職手当の算定にあたって出向期間が通算される。 ・出向職員の公務への復帰が前提。 	国家公務員退職手当法
民間企業への官民交流派遣	派遣公務員の能力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・能力向上という目的での派遣であるため、公務員の身分のまま派遣。 	国と民間企業との間の人事交流に関する法律
公共サービス改革法に基づく出向	民間企業の業務支援	<ul style="list-style-type: none"> ・任命権者の要請に応じ、公務員を退職して出向。 ・出向職員の再雇用は保障されていない。 ・仮に再雇用された場合、退職手当について出向前と出向後の期間が通算される。（「出向期間」は通算されない。） 	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
【検討案】 空港運営に係る運営権者への派遣又は出向	国から運営権者に対する事業ノウハウの移転	空港運営事業の万全な実施のために、運営権者に対する職員の派遣又は出向が必要であるため、以下の法的措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・公務員の身分のまま派遣又は公務員を退職して出向。 ・派遣又は出向した職員の公務への復帰が前提。 	法的措置